

【別紙様式】 特定事業者支援事業に関する公表様式

山形市は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、以下の事業を実施します。			
事業名	指定管理等光熱費高騰対策支援事業（事業者負担金分）		
総事業費 （千円）	10,885千円	交付金関連事業費 （交付対象経費） （千円）	9,885千円
事業概要	①目的 官民複合型高層ビル「霞城セントラル」には、住民が日常利用する施設を運営する民間事業者が入居している。当該ビルの冷温熱事業者からは、昨今の燃料費高騰により、令和6年4月に遡って燃料費調整制度を適用させることを求められている。これにより、ビル入居者の運営・維持管理が困難となり、ビルを利用する市民に影響が及ぶ。このため、これまでどおりの市民サービスの提供を維持するため燃料費高騰分を負担するもの。 ②交付金を充当する経費・算定根拠 霞城セントラル管理組合への負担金 負担金：10,885千円 燃料調整費27,212千円×市負担割合40% ※一般財源：1,000千円 ③交付対象 1）交付対象者 霞城セントラル管理組合 2）交付対象者の選定理由・選定方法 霞城セントラルは官民複合型のビルである。市民サービスに支障が出ることがないよう、市が民間事業者の燃料費高騰分を負担し、これまでどおりの市民サービスの提供を維持するため、当該管理組合を交付の対象とする。 ④期待される効果 物価高騰の影響下においても、山形県及び山形市が連携し、令和6年度分の燃料調整費について、一定の割合で負担することにより、ビル全体の安定的な運営が図られる。		
物価高の克服（経済対策）との関係	冷温熱供給事業者は、昨今の燃料費高騰に伴い、令和6年4月に遡って燃料費調整制度を適用させることとしている。冷温熱の供給については、当該ビルの構造上現在の事業者によるシステムに代わる手段がなく、また、適用することにより生じる費用上昇分の負担が大きく、当該ビル全体の安定的な運営に支障をきたす事態が想定される。 山形県と山形市が連携し、物価高騰の影響を受けているビル全体の安定的な運営を確保することは、地方創生に資する事業に該当するものであり、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。		